

意見書第13号「介護職員の人材確保に関する意見書」について賛成の立場で討論する。

高齢者介護や障害者福祉の人材不足が深刻化して大きな社会問題になっています。そして、介護現場の7割以上の事業者が「だんだんと運営が難しくなっている」と感じている。こういった、深刻な調査結果が、このほど介護サービス事業者らでつくる改定介護保険制度調査委員会でもまとめられました。

介護保険法「改正」後、職員の退職や転職が相次ぎました。財団法人介護労働安定センターの調査では、介護職員の離職率は20.3%、1年間に5人に1人の割合で離職しています。介護福祉専門学校も、若者の入学希望者が激減し、定員割れや募集停止、さらには閉校になった学校さえ出ています。

深刻な福祉の人材不足をこのまま放置すれば、地域の高齢者介護、障害者支援の体制は維持することが困難になり、さらには崩壊さえしかねないという危機的な事態に直面しています。

このような人材不足が起きている最大の原因は、いうまでもなく福祉労働者の低賃金をはじめとした劣悪な待遇にあります。この背景には、自民党・公明党政権がこの間「構造改革」の名のもとに社会保障費抑制をねらいとして介護保険法改悪、を押し進めてきた事にあります。

政府・与党が10月30日発表した追加経済対策も「介護保険料の上昇抑制策」が限定された対象者向けのごく短期間のものでしかないこと。また、「介護従事者の処遇改善」等の為2009年4月から介護報酬を3%引き上げる方針を決定しました。

しかし、介護保険制度は報酬を引き上げると保険料も上がる仕組みです。「保険料の急激な上昇を抑制」することもうたいましたが、報酬引き上げによる保険料上昇分を国費でみるのは09年度の1年だけであり、2010年度からは国費を半減、2011年度からは国費がゼロになり、「介護従事者の処遇改善」のための介護報酬引き上げは、結局全額保険料にはね返り、大幅な保険料引き上げにつながります。

また、厚生労働省側は「介護報酬は事業者の支払われる、3%の引き上げで給与が一律一定金額引き上がるとは限らない」と説明し、「2万円アップ」を事実上打ち消しました。そもそも政府・与党の対策は、「3%の報酬引き上げでは焼け石に水だ」と介護現場から批判が出ているものです。介護報酬については大幅な引き上げが早急に必要です。

「福祉は人」といわれその仕事にたずさわる福祉労働者が、劣悪な労働条件に置かれていることは、サービスの質にかかわる国民的な問題でもあります。

ヨーロッパの先進諸国では、福祉サービスの提供は、必要なだけ職員を配置する、状況の変化に応じて制度を改善するというのが、基本的な考えです。財政の都合で職員配置基準を切り縮める日本とは大違いです。

国は、福祉人材確保指針で「従事者の労働の負担を考慮し、また、一定の質のサービスを確保する観点から、職員配置基準のあり方に係る基準等について検討を行うこと」したわけですから、関係者の声を反映させ、早急に職員配置基準の改善に着手すべきです。

介護について、高齢者大会の参加者がこう話していました。「介護は疲れるから、優しい気持ちになるためには休むことが大切だし、人は言葉で救われ、言葉で傷つくものだ」と。人を支える心豊かな人材を育てるためにも、今回の意見書に賛同いたします。

以上